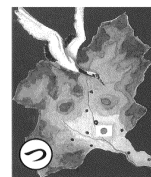




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月19日(火) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例	
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(業務プロセス改革課)	2
○群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例(県民活動支援・広聴課)	2
○群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例(私学・子育て支援課)	3
○群馬県流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例(下水環境課)	3
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	4

■ 条 例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第七十一号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年群馬県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

別表第二の十の項中「高等学校等就学支援金関係情報」を「生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金関係情報」に改め、同表十二の項中「福祉手当の支給に関する情報」の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する情報」を加える。

別表第三の四の項中「高等学校等就学支援金関係情報」を「生活保護関係情報、高等学校等就学支援金関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第七十二号

群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例

群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第三号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

第二十五条の四第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第二十九条第二項第二号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第五項第三号及び第二十九条第二項第二号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十三号

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例

群馬県安心こども基金条例(平成二十一年群馬県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十四号

群馬県流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成二十四年群馬県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第八条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の第三十第一項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表群馬県高崎警察署の項管轄区域の欄中「高崎市」の下に「のうち群馬県高崎北警察署の管轄区域を除く区域」を加え、同項の次に次のように加える。

群馬県高崎北警察署	高崎市	高崎市のうち金井淵町、剣崎町、下大島町、鼻高町、藤塚町、町屋町、八幡町、若田町、沖町、菊地町、北新波町、行力町、浜川町、南新波町、楽間町、我峰町、足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稻荷台町、中泉町、中里町、西国分町、東国分町、引間町、冷水町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町、箕郷町生原、箕郷町柏木沢、箕郷町金敷平、箕郷町上芝、箕郷町下芝、箕郷町白川、箕郷町善地、箕郷町富岡、箕郷町中野、箕郷町西明屋、箕郷町東明屋、箕郷町松之沢、箕郷町矢原、箕郷町和田山、上大島町、上里見町、上室田町、神戸町、下里見町、下室田町、十文字町、白岩町、高浜町、中里見町、中室田町、榛名湖町、榛名山町、本郷町、三ツ子沢町、宮沢町、倉渕町岩氷、倉渕町川浦、倉渕町権田、倉渕町三ノ倉、倉渕町水沼
-----------	-----	---

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際群馬県高崎警察署の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に群馬県高崎警察署の長に対してなされた申請その他の行為(いずれもこの条例による改正後の別表の規定により群馬県高崎北警察署が管轄することとなる区域に係るものに限る。)は、群馬県高崎北警察署の長がした処分その他の行為又は群馬県高崎北警察署の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---